

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十二年十月二十九日奈良県指令建第八六一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年十一月十一日建第七四三六号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市高二〇二番地ノ一〇及び二〇二番地ノ一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁六丁目六一二番地ノ八

山之内孝明

一 許可番号

平成二十二年八月二十五日奈良県指令建第八六一四三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年十一月十一日建第七四三七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年十一月十一日建第四五七六号

三 開発区域に含まれる地域

天理市東井戸堂町四四九番地ノ一の一部、四四九番地ノ三、四五〇番地ノ一の一部
及び四五〇番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市岩室町五三番地一

有限会社石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋豊

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市東井戸堂町四四九番地ノ一、四四九番地ノ三、四五〇番地ノ一及び四
五〇番地ノ四の各一部

下水道 天理市東井戸堂町四四九番地ノ一、四四九番地ノ三及び四五〇番地ノ四の各一部